

「京都敷金・保証金弁護士」が 新に2件の訴えを支援

京の弁護士

更新料返還求め提訴

賃貸住宅で新たに2件

賃貸マンションなどの更新料制度の違法性を主張し、借り手側の立場で訴訟を支援している「京都敷金・保証金弁護士」(団長・野々山宏弁護士)は二十七日、新たに二件の訴えを起したと発表した。

弁護士は「学生向けのマンションなどで更新料の高額化が進んでおり、違法な状態をただしたい」とし、三月一日には無料電話相談「敷金・更新料110番」を開設する。

二件の訴訟はそれぞれ

京都地裁と右京簡裁に起こした。訴状によると、一件は、二〇〇六年四月に一年契約で京都市の学生マンションに入居した女子大学生が、昨年七月に更新料十一万六千円を支払い、契約途中の昨年十一月に退居した。もう一件は、別の学生が〇四年から〇六年に計二十一万八千円の更新料を支払った。

いずれも全額返還などを求めている。弁護士は「今回のケースは、今年一月の地裁判決が更新料を有効とした根拠の『更新料は賃料の前払い』などの判断と矛盾する」と主張している。

電話相談は午前十時～午後四時。☎075(211)9188。

2008年2月28日
京都新聞

先日の更新料返還訴訟で借主を支援しているのが「京都敷金・保証金弁護士」です。

また、弁護団の無料電話相談「敷金・更新料110番」の開設についても、今後注目を要します。



賃貸住宅 仲介・管理のコンプライアンス企業

学生ハウジング 3215.CO.JP